
第1章 計画策定にあたって

1. 多賀城市地域福祉計画（第4期）策定の背景

高齢化、人口減少、核家族化や世帯の小規模化など社会構造の変化により、人間関係の希薄化や経済活動の縮小などが進んでいます。こうした社会構造の変化は、格差拡大による貧困や社会からの孤立といった新たな問題をもたらし、さらに高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉といった各分野の福祉制度だけでは解決できない複雑化、複合化した問題が顕在化してきています。

このような中、日本の「困ったときはお互いさま」といった緩やかなつながりで地域の困りごとを支え合って解決してきた文化が見直され、時代に合った新たな地域のつながりを再構築していくことが求められています。

国は、このような社会的背景を踏まえ、様々な生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていけるよう、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域とともに創っていく社会、地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。

本市は、平成28年3月に多賀城市地域福祉計画（第3期）を策定し、「ともに支え合いみんなが安心して暮らすまちづくり」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりが自ら暮らす地域に積極的に関わり、年齢や性別、障害の有無、社会的・経済的な地位などに関係なく、お互いが個人として尊重しあい、生きがいや充実感をもちながら、その人らしい生活ができるまちを目指し、取組を進めてまいりました。

福祉分野における国の制度改革の動きを踏まえるととともに、本市においても実感されている社会構造の変化や複雑化、複合化した課題に対し、市民、地域、市等が協力して取り組んでいくことが求められています。

このような現状を踏まえ、多賀城市地域福祉計画（第3期）は令和2年度をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、多賀城市地域福祉計画（第4期）を策定することとしています。



2. 地域福祉とは

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられました。これは従来の社会福祉事業法を基盤とした公的な福祉サービスだけでは住民の多様な福祉ニーズに十分対応していくことが難しいという背景があったためです。

この中で地域福祉とは、地域において人々が安心して幸せに暮らせるよう、市民や地域の関係団体、福祉事業者、市等が「自助」「共助」「公助」の役割によって協力しあいながら地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいこうという考え方です。地域における人々の幸せな暮らしは、行政による福祉サービスだけではなく市民や各団体など様々な主体の取組みにより実現されるものであり、地域での支え合いや助け合いを再認識していくために「地域福祉の推進」が社会福祉法に掲げられています。

○支え合いのイメージ(自助・共助・公助の考え方)

(自助) 個人の自立、家族等による支え合い

(共助) 地域社会における支え合いやボランティアなどの市民活動による支援、様々な事業者等による市場の商品やサービスの提供

(公助) 保健・医療・福祉など行政による公的な各種サービスの提供

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3. 地域福祉を取り巻く国の状況

(1) ニッポン一億総活躍プラン

高齢者、障害者、子ども、失敗や過ちを犯した人、男性であっても女性であっても、どんな人でも、家庭・職場・地域などのあらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会（一億総活躍社会）の実現に向けて、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、地域共生社会の考え方が示されました。



厚生労働省作成資料「社会福祉法改正趣旨・改正概要」より抜粋

(2) 子どもや若者等の生活状況に関する調査の実施

内閣府は、平成27年12月、社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者に対する支援を効果的に推進することを目的として「若者の生活に関する調査」を実施しました。その結果、子どもや若者の54.1万人がひきこもり状態¹にあり、ひきこもりの長期化傾向が明らかになったことから、平成30年12月、全国の満40歳から64歳までの者及びその同居者を対象に生活状況に関する調査を実施しました。

その結果、40歳から64歳のうち、61.3万人がひきこもりの状態にあることが判明し、若者と合わせ全国で115.4万人の人がひきこもり状態にあることが明らかになりました。



1. ひきこもり状態：内閣府は、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念」と定義しています。

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正

平成29年及び令和2年の2回にわたり社会福祉法が改正され、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」について市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。

また、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備や地域福祉の推進にあたっては重層的支援体制整備事業²を始め地域の実情に応じた施策等の実施を通じて行われるよう努めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他関連施策との連携に配慮するよう努めるものとされました。

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業を始めとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2. 重層的支援体制整備事業：社会福祉法第106条の4に基づき市町村が実施することができる事業で、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業のこと

(4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の成立

平成12年に創設された³成年後見制度の利用が十分に進んでいないため、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

その後、⁴市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護の在り方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉の推進と一体的に展開することが望ましいと示されました。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）抜粋

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3. 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力によって、家庭裁判所が成年後見人等（補助人、保佐人、後見人など）を選任します。

4. 市民後見人：市町村や関連団体等が実施する研修を受講し、成年後見人等としての必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと

(5) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の成立

安心して安全快適に暮らせるまちづくりを実現する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止は大きな課題となっており、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

この法律において、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することとされ、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされました。

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）抜粋

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 略

4 略

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 略

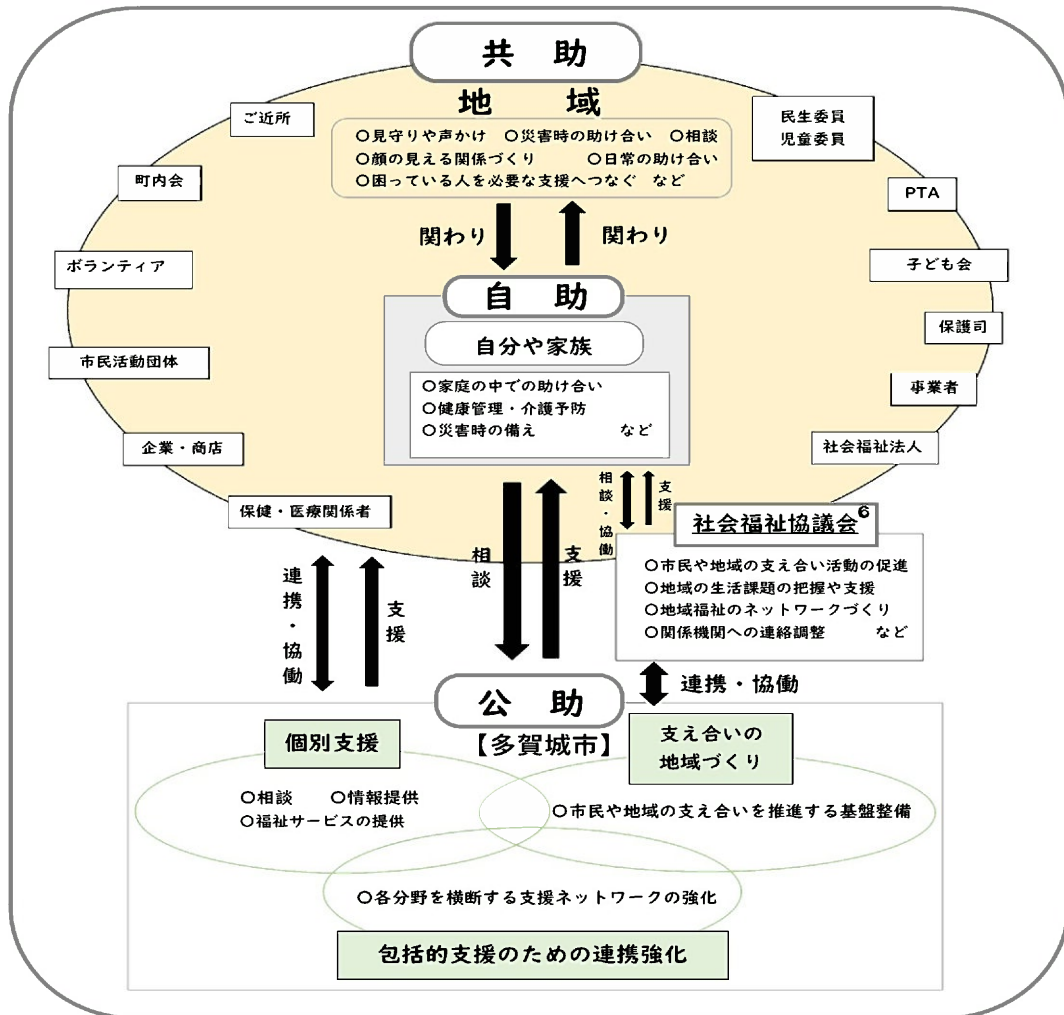
4. 地域福祉計画が目指す地域福祉推進のイメージ

地域福祉の推進は、市民、地域、市などが一体となり、連携や協働により、市全体で市民が抱えるさまざまな生活課題の解決や支援に取り組んでいくことです。

はじめは、自分や家族、親族による助け合いから始まり、ご近所との交流や町内会など身近な地域における支え合いや助け合いで生活課題に取り組みます。さらに支援が必要な人については、民生委員・児童委員⁵や専門相談窓口などを通じて、しっかりと市の福祉サービスにつなぐことができるネットワークや仕組みを構築していきます。

また、支え合いや助け合いの地域づくりを一層推進するため、市民や地域の支え合い活動の基盤を整備し、複雑化・複合化した課題に対応するため、各分野の既存ネットワークを活かした各分野を横断する支援体制を強化していきます。

(図1-1) 地域福祉の推進主体 相関図



5. 民生委員： 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める特別職非常勤公務員であり、児童委員を兼ねています。

児童委員： 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中などの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

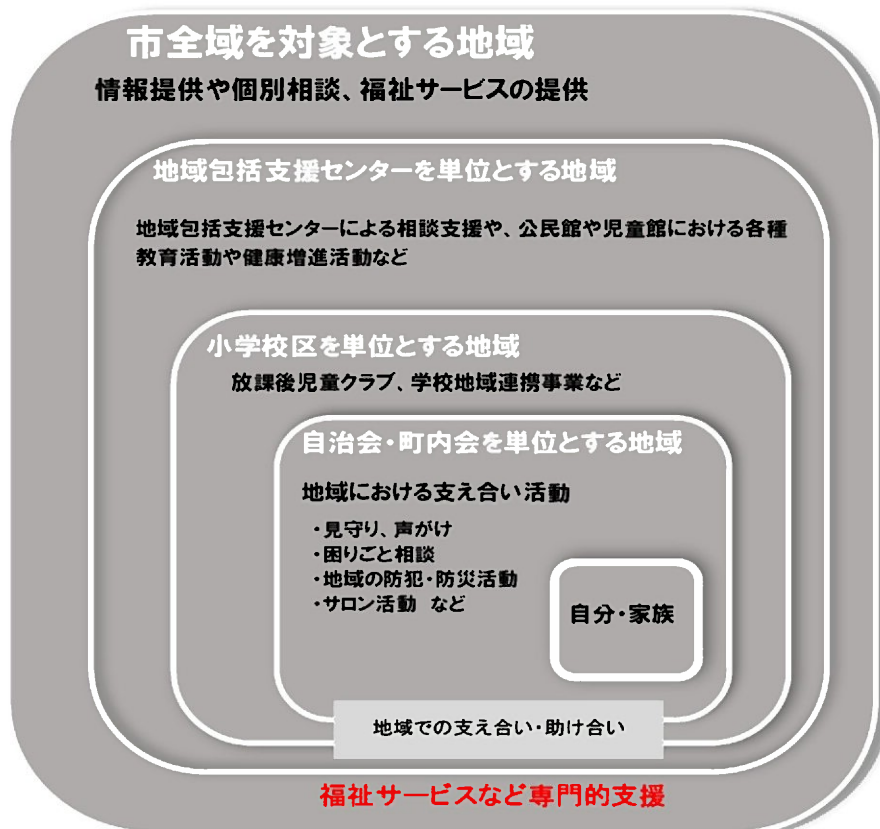
6. 社会福祉協議会： 社会福祉法第109条に基づき設立された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」で、区域内の社会福祉事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体、障害者団体など)で構成されており、福祉推進活動、福祉サービス事業の実施、相談情報提供、関係機関の連絡・調整などに取り組む民間組織

5. 福祉サービス等の事業展開に応じた地域の考え方

本計画は、地域福祉を推進するに当たり、4つの地域の考え方に基づき整理をしています。市民が支え合いの活動を行う地域における課題や市全域の広い範囲での課題など、各層ごと段階的に把握・共有し、課題解決に向けた取組を実施していきます。

- ① 市民が支え合いの活動を行う自治会・町内会を単位とする地域
地域における支え合い活動の推進
- ② 小学校区を単位とする地域
放課後児童クラブ、学校地域連携事業等に関する事業の実施
- ③ 地域包括支援センター⁷を単位とする地域
地域包括支援センターによる総合相談支援事業や、児童館や公民館における各種教育活動や健康増進活動等の実施
- ④ 市全域を対象とする地域
情報提供や個別相談、福祉サービスの提供

(図1-2) 地域福祉の事業展開に応じた地域イメージ図



7. 地域包括支援センター：介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき設置される施設で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置された、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関

6. 地域福祉計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付け、多賀城市総合計画のもと、本市の福祉分野に関する各種計画の上位計画として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向性を明らかにするものです。

本計画では、次の社会福祉法第107条第1項各号に掲げる事項を盛り込み、地域福祉を推進していきます。

○社会福祉法（平成26年法律第45号） 抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 計画の役割

ア 本市が地域福祉行政を進めていく際の基本理念や考え方を示した総合的な行動指針

イ 地域福祉行政全体の中で優先性や緊急性を判断していく調整を図る役割

ウ 地域住民や各種福祉団体等が主体的に地域福祉に取り組む際の考え方や役割を示す指針

(3) 各計画との関係

本計画は、第六次多賀城市総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進を図るための目標等を定め、今後の取組を体系化するものです。

また、成年後見制度利用促進や再犯防止推進の取組は、地域の関係機関や地域住民とともに協力して行うことが求められており、地域福祉計画の目指す地域福祉の推進の取組と共通するものであることから、本計画に包含し一体的に策定することとしています。

一方で、本市では、様々な支援を必要とする対象者の分野ごとに個別計画を策定し、それぞれ施策を展開しています。本計画は、これら各分野に共通する理念を相互につなぎ、各個別計画に基づく施策が地域において効果的に展開されるよう推進の役割を果たします。

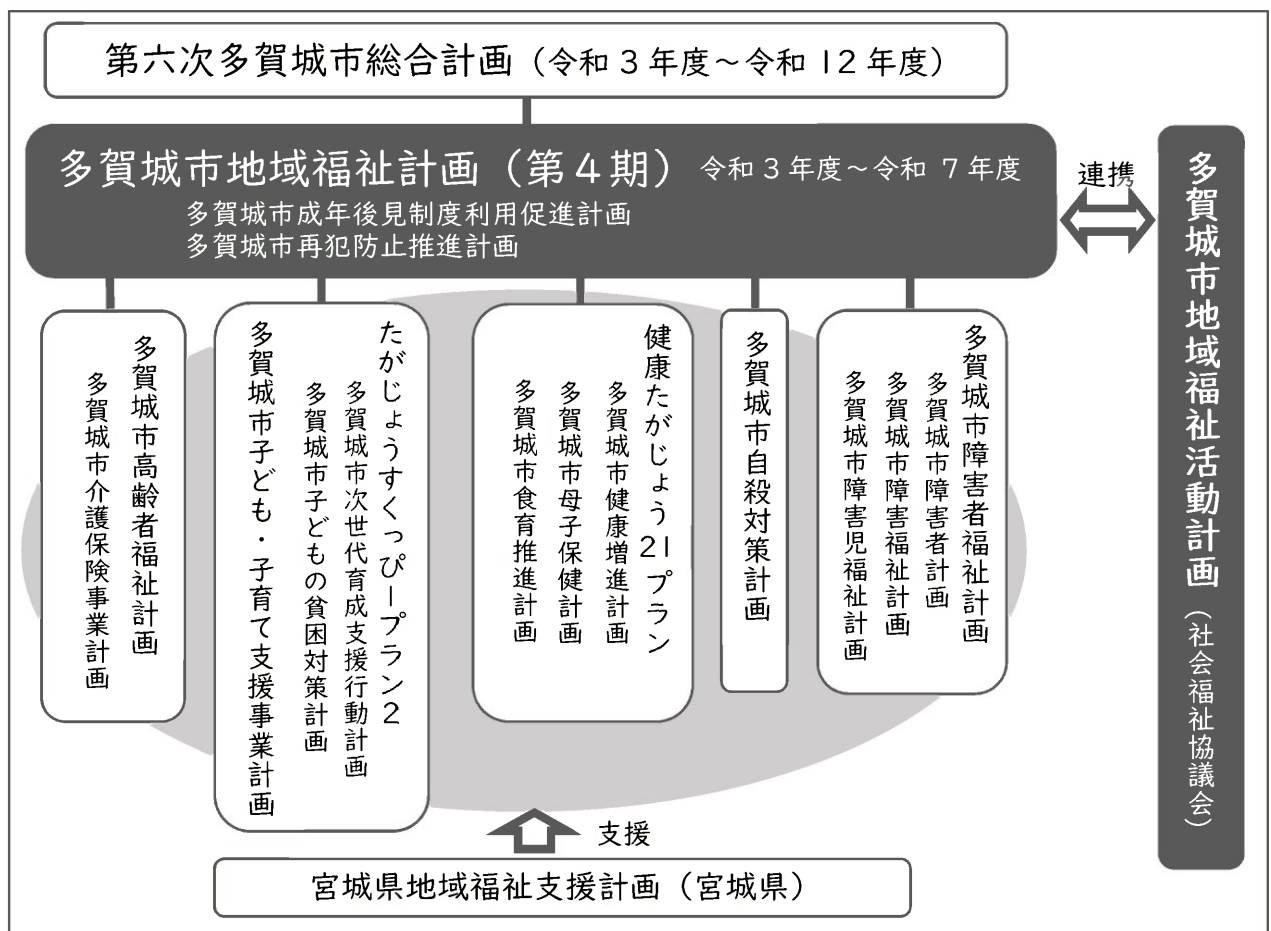
さらに、本計画に基づき地域福祉を推進していく際には、多賀城市社会福祉協議会が策定する「多賀城市地域福祉活動計画」と連携を図り、また「宮城県地域福祉支援計画」による支援を受けながら取り組んでいきます。

○第六次多賀城市総合計画との整合

第六次多賀城市総合計画基本構想において、将来都市像を「日々のよろこびふくらむまち 史都多賀城」とし、将来都市像の実現に向けた方向性として、次の7つの政策を定めています。本計画は、特に「政策2 健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり（健康福祉）」の実現に向けて理念や方向性をより具体的に定めます。また、他の政策においても関連する内容については、連携を保ちながら進めます。

- 政策1 みんなの力で減災 安全で安心して暮らせるまちづくり（安全安心）
- 政策2 健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり（健康福祉）
- 政策3 夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり（健康文化）
- 政策4 都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり（生活環境）
- 政策5 地域の資源と知恵をいかす 活気あふれるまちづくり（産業活気）
- 政策6 地域の未来を共に創る 絆と誇りを築くまちづくり（地域創生）
- 政策7 縮減社会への対応 持続可能な行財政運営（行財政経営）

（図1-3）地域福祉計画とその他各種計画との関係図



7. 計画期間

地域福祉計画の期間は基本的に5年間です。計画期間終了までに次期計画の策定を行います。その他計画の期間は下図のとおりです。

計画	年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合計画		第5次(H23-R2)					第6次(R3-R12)				
★地域福祉計画		第3期地域福祉計画					第4期地域福祉計画				
障害者福祉計画											
障害者計画		第2期		第3期			第4期				
障害福祉計画		第4期		第5期			第6期				
障害児福祉計画				第1期			第2期				
自殺対策計画							第1期				
健康たがじょう21プラン											
健康増進計画		第3期					第4期				
母子保健計画		第3期					第4期				
食育推進計画		第3期					第4期				
たがじょうすくっぴープラン2											
次世代育成支援行動計画		第2期(前期)					第2期(後期)				
子どもの貧困対策計画							第1期				
子ども・子育て支援事業計画		第1期(H27-H31)					第2期				
高齢者福祉計画											
介護保険事業計画		第6期		第7期			第8期				

8. 計画策定の体制

(1) 多賀城市地域福祉計画等策定委員会

市民、社会福祉関係の学識経験者、保健・医療・福祉関係者等からなる委員で構成する「多賀城市地域福祉計画等策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、第4期計画等について話し合いを行いました。

(2) 市民参加・意見聴取

多賀城市地域福祉計画（第4期）の策定にあたっては、地域福祉推進の課題や解決策を探していく過程を市民と共有するため、様々な取組を実施しました。

ア アンケート調査

現行計画の評価と地域福祉に対する市民意識を把握し、課題の発見を目的として次のとおり実施しました。

- ・調査期間 令和2年2月21日～同年3月13日
- ・調査対象 20歳以上の市民50,733人のうち、2,000人(無作為抽出)
- ・調査方法 郵送方式
- ・内 容 地域との関わり、ボランティア活動や市民活動、これまでに地域福祉の推進、保健福祉サービスについて、犯罪をした人の立ち直り支援等
- ・回収数 1,058人(52.9%)

イ 第二層協議体⁸の会議等への担当職員の参加

感染症対策の影響等を考慮し、多数の市民が集まる懇談会は開催できませんでしたが、地域包括支援センター単位で設置している第二層協議体の会議等に参加し、地域の支え合いの様子や課題、支援ニーズを把握しました。

地区	開催年月日
中央地区	令和2年9月25日
西部地区	令和2年9月29日
東部地区	令和2年10月6日

ウ パブリックコメント

本計画素案を市ホームページ等で公開し、市民の皆さんからのご意見を募集しました。

- ・実施期間 令和3年2月1日から令和3年2月15日まで
- ・市ホームページ訪問数 151件
- ・意見総数 1件

(3) 市内部の計画策定体制

多賀城市地域福祉計画(第4期)は、高齢者、障害者、子どもなど、分野横断的な連携を図りながら多賀城市らしい包括的な支援体制のネットワークを構築していく必要があることから、関係各課課長補佐を中心に多賀城市地域福祉計画(第4期)策定に係る検討会議を開催し、協議を進めました。

8. 第二層協議体：市内3地区の地域包括支援センター単位で設置している協議体であり、生活支援コーディネーターとともに、介護分野における生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて、地域資源の把握や担い手育成の方法など支え合いの取組みを検討しています。

Focus!

SDGsを知っていますか？

Sustainable Development Goals —持続可能な開発目標—

○持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは

人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標

世界は今、貧困、紛争、気候変動、感染症など、持続可能な開発に対するこれまでになかったような数多くの課題に直面しており、このままでは、人類が安定して暮らし続けることができなくなると心配されています。そんな危機感から、先進国を含む国際社会全体の2030年までに達成すべき具体的な目標を立て、2015年に国連において採択されました。それが、「SDGs—持続可能な開発目標—」です。SDGsでは17の目標を掲げ、地球の誰一人として取り残さないことを誓い、世界規模で取り組んでいます。



第六次多賀城市総合計画では、目指す持続可能なまちづくりや地域活性化が世界的に広がるSDGsの理念と方向性が近いことから、SDGsにおける17の目標を整理し、掲載しています。

多賀城市地域福祉計画（第4期）においても、SDGsにおける17の目標のうち、関係が深い目標を設定しました。これらの目標を意識しながら、地域福祉を推進してまいります。